

公益社団法人茨城県測量・建設コンサルタント協会災害基金規程

(設 置)

第1条 創立40周年記念事業として、国内で大規模自然災害が発生した場合に被災者や災害復興を支援するため、災害基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金に積み立てる額は、創立40周年記念事業積立金からの100万円を原資として、これに次の各号に掲げる金額を積み立てるものとする。

- (1) 基金の運用から生ずる収益
- (2) 会員からの寄付金
- (3) チャリティー募金
- (4) その他

(管 理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金により保管しなければならない。

(処 分)

第4条 基金は、国内で大規模自然災害が発生した場合に限り、全部又は一部を処分することができる。

2 基金の処分は、理事会の議決により行い、総会において報告するものとする。

(その他)

第5条 本規程の改廃は、理事会の議決によって行うものとする。

付 則

1. 本規程は、平成22年3月12日から施行する。
2. 本規程は、平成25年4月 1日から施行する。
3. 本規程は、平成28年4月 1日から施行する。
4. 本規程は、平成30年5月11日から施行する。
- 5 この規程は、令和2年4月24日から施行する。